

感謝及び表彰規則

(昭和二十六年二月十八日規則第十三号)

改正 昭和四四年 五月一〇日

同 四四年 九月二〇日

同 四七年 五月一日

同 四八年一月二二日

同 五七年 七月一七日

平成三〇年 三月一五日

第一条 日本弁護士連合会(以下連合会という。)は、弁

護士として多年その職責を尽し、又は連合会、弁護士会

若しくは弁護士会連合会(弁護士法第四十四条に規定す

る弁護士会連合会をいう。以下同じ。)のために功績の

顕著な会員に対し、感謝又は表彰することができる。

第二条 連合会は、連合会、弁護士会若しくは弁護士会連

合会の職員(役員を含む。)として多年勤続し、又は連

合会、弁護士会若しくは弁護士会連合会のために特に功

績の顕著な職員を表彰することができる。

第三条 感謝又は表彰は、連合会においては会長、弁護士

会においてはその会員又は職員の所属する弁護士会

- 1 -

長、弁護士会連合会においてはその代表者より感謝又は表彰に値する事項を記載した書面を以て連合会に申し出で、連合会は、理事会の議を経てこれを決する。

第四条 会員に対する感謝及び表彰は、原則として定期総会の日に行ない、職員に対する表彰は、原則として法の日に行なう。

第五条 会員に対する感謝又は表彰は、定期総会開催の機会に対象となる会員の芳名を紹介し、後日、送付の方法により、感謝状又は表彰状を授与し、かつ、相当な記念品を贈呈する。

2 職員の表彰は、表彰状を授与する。但し、多年勤務し、かつ、特に功績顕著な者に対しては、記念品を贈呈することができる。

第六条 本規則中、弁護士又は弁護士会には、沖縄の法令の規定による弁護士又は弁護士会を含むものとする。

附 則

この規則は、昭和二十六年二月十八日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月一〇日改正)

この規則は、昭和四十四年五月十日から施行する。

附 則 (昭和四四年九月二〇日改正)

この規則は、昭和四十四年九月二十日から施行する。

- 2 -

附 則（昭和四七年五月一日第六条追加）

この規則は、昭和四十七年五月二十日から施行する。

附 則（昭和四八年一月二二日第四条改正）

この規則は、昭和四十八年十二月二十二日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一七日改正）

第四条の改正規定は、昭和五十七年七月十七日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一五日改正）

第四条及び第五条第一項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。